

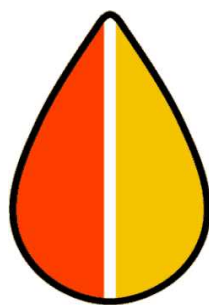
高齢運転者標識を活用しましょう！

個人差はありますが、年齢が高くなるにつれて、どんな人でも身体的能力の衰えを感じるようになり、自動車の運転技術も少しずつ衰えていきます。

こういう時に安全を確保する一手段として活用していただきたいのが高齢運転者標識です。



平成23年2月1日から



平成23年2月以前



高齢運転者標識はどんなものですか？

道路交通法第71条の5第3項等の規定により、自動車運転免許を受けている人で、70歳以上の人は、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときには、普通自動車の前面と後面の両方にマークを付けて運転するように努めなければならないとされています。

なお、平成23年2月1日から使用している現行のマークのほか旧型マークも引き続き使用することができます。

※ 普通自動車とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車のいずれの基準にも該当しない自動車をいいます。

付けることにどういう意味があるのですか？

危険防止のためやむを得ない場合を除き、高齢運転者標識を付けた普通自動車に対して幅寄せや割込みをした自動車運転者は処罰されます。

- 5万円以下の罰金
- 反則金
 - 大型自動車・中型自動車等 7,000円
 - 普通自動車・二輪車 6,000円
 - 小型特殊自動車 5,000円
- 基礎点数 1点

高齢運転者標識を付けることにより、周囲の自動車の運転者は、高齢者の運転する自動車が、安全に通行できるよう配慮しなければなりません。

思いやりのある運転を！



聴覚障害者標識



身体障害者標識

高齢運転者標識のほか、聴覚障害者標識や身体障害者標識を付けた自動車に対して、危険防止のためやむを得ない場合を除き、幅寄せや割込みをした自動車運転者は処罰されます。